

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月16日
【会社名】	前澤化成工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 田中 理
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03)5962-0711 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03)6264-9911
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【縦覧に供する場所】	前澤化成工業株式会社 北関東支店 (さいたま市大宮区東町二丁目20番) 前澤化成工業株式会社 関西支店 (大阪市中央区安土町三丁目 3 番 9 号) 前澤化成工業株式会社 中部支店 (名古屋市中区錦二丁目 9 番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社と前澤工業株式会社(以下「前澤工業」といい、当社と前澤工業を総称して「両社」といいます。)は、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)について合意に達し、当社は、2025年12月16日開催の当社取締役会において、経営統合契約書の締結(以下「本経営統合契約」といいます。)及び本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)の作成を決議し、本経営統合契約を締結するとともに、本株式移転計画を共同で作成いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2025年5月31日現在)

商号	前澤工業株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目5番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 宮川 多正
資本金の額	5,233百万円
純資産の額	29,919百万円(連結) 27,325百万円(単体)
総資産の額	42,661百万円(連結) 37,016百万円(単体)
事業の内容	上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
売上高(百万円)	32,369	36,511	37,499
営業利益(百万円)	3,226	4,875	4,654
経常利益(百万円)	3,345	4,993	4,768
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,630	3,531	3,077

(単体)

決算期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
売上高(百万円)	23,384	26,501	26,741
営業利益(百万円)	1,218	2,307	1,552
経常利益(百万円)	2,689	3,858	3,467
当期純利益(百万円)	2,574	3,175	2,806

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2025年5月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人前澤育英財団	7.11
前澤化成工業株式会社	6.79
前澤工業取引先持株会	6.76
前澤給装工業株式会社	6.62
株式会社みずほ銀行	3.98
光通信株式会社	3.69
株式会社大成機工インターナショナル	3.54
重田 康光	3.32
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	2.69
明治安田生命保険相互会社	2.53

(注) 上記のほか、自己株式が2,702千株あります。なお、自己株式には「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する前澤工業株式487千株は含まれてありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

( )資本関係

本日現在、当社は前澤工業の発行済株式総数(自己株式を除く。)の6.79%を、前澤工業は当社の発行済株式総数(自己株式を除く。)の5.9%を所有しております。

( )人的関係

該当事項はありません。

( )取引関係

当社と前澤工業との間で相互に製品の仕入・販売等を行っております。

(2) 本株式移転の目的

本株式移転の背景

前澤工業は、1937年の創業以来、「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」という経営理念のもと、「水」に関わる分野の社会資本整備に加え、近年では再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。主力の上下水道事業における、少子高齢化に伴う人口減少、技術者不足や施設・設備の老朽化といった数多くの課題への対応に加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応等、前澤工業グループが果たすべき役割がますます重要なものとなる中、中期3ヵ年経営計画(2024年度～2026年度)では「人と技術力で未来を拓く」のスローガンのもと、社会・市場変化の中での価値創出・持続的成長に向けて、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。上記施策により、2025年5月期の連結売上高は前期比2.7%増の37,499百万円と堅調に推移する一方で、今後、より一層の成長を目指すにあたり、官民連携案件への取り組み強化、顧客ニーズに応える提案力の強化、既存事業に留まらない新規事業への取り組み等を課題として認識しております。

当社は、1954年の設立以来、「人々をゆたかにする心と技術をはぐくみ、社会のために幸せを創造する」という経営理念のもと、上水道、下水道の分野に軸足を定め、豊かで快適な住環境に繋がる住環境改善製品や、治水・水害などの防災・減災関連製品の開発、製造、販売を通じて、水環境のライフラインを支えてまいりました。

少子高齢化の進展に伴う人口減少に加えて、建築資材価格や人件費上昇による住宅価格の高騰、将来的な金利上昇リスクの顕在化等から、戸建住宅市場の縮小が懸念される厳しい経営環境にある中、4つの基本方針「グループ収益力の強化/新たな企業価値の創出」、「収益基盤の強化」、「戦略的成長投資の実行と資本効率の向上」、「サステナビリティ経営の推進」とこれらの基本方針に基づいた重点戦略を着実に実行することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

2025年3月期の連結売上高は、市場規模の縮小が懸念される中、前期比1.0%増の24,166百万円と堅調に推移しておりますが、今後、より一層の成長を目指すにあたり、管工機材事業における新たな市場の開拓/事業領域の拡大、管工機材事業に続く第2の柱として位置付けている水・環境エンジニアリング事業の強化等を課題として認識しております。

かかる状況及びこれらの課題を踏まえて、更なる事業成長及び企業価値の向上のためには、経営統合により「水」という社会の重要なインフラを支える、より強固な事業基盤を確立する必要があるとの共通認識を持つに至り、両社は、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて合意をいたしました。

#### 本株式移転の目的

本経営統合により、各々の強みを生かして対応可能な事業領域を拡大することで、高いシナジー効果が発揮できるものと考えております。両社の経営資源を活用した顧客・地域課題に応じた提案を通じて、上下水道施設の老朽化への更新需要の取り込み、案件形成による競争力強化、バイオガスプラントや産業排水処理システム等、各々の得意分野を組み合わせることによって新たな収益機会の創出に繋げてまいります。とりわけ汚水処理の分野においては、汚水処理の広域化・共同化や地域特性を踏まえた施設の整備が進められていく中で、下水道、農業集落排水、浄化槽といった両社のソリューションを融合することでワンストップの提案が可能となり、競争優位性を確立できると考えております。

また、これらに加えて、両社一体となり財務基盤を統合させることで、戦略的投資の規模拡大や両社の既存設備・ITシステム・資産の相互活用等を通じた更なる収益力の強化や、両社で共通する間接機能等の有機的な再編成による、従来単体では実現できなかったコスト削減や新たな取り組みへのリソース投下等も本経営統合のシナジー効果として期待しております。

両社は、上記の取り組みを通じて持続的成長と企業価値の更なる向上を実現し、「水のマエザワ」として総合水ソリューション企業グループを目指してまいります。

#### (3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の本株式移転計画の内容

##### 本株式移転の方式

当社及び前澤工業を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

##### 本株式移転に係る割当ての内容

	前澤工業	当社
株式移転比率	1	1.11

##### (注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

##### (注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 38,252,768株

上記数値は、2025年5月31日時点における前澤工業の発行済株式総数(20,790,248株)、2025年9月30日時点における当社の発行済株式総数(15,732,000株)に基づいて算出してあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

1 単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能となります。

その他の本株式移転計画の内容

( )本株式移転のスケジュール

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会(両社)	2025年12月16日
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日公告日(両社)	2025年12月16日
臨時株主総会に係る基準日(両社)	2025年12月31日(予定)
本株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2026年3月31日(予定)
株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)最終売買日(両社)	2026年5月27日(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2026年5月28日(予定)
共同持株会社設立日(効力発生日) 共同持株会社株式新規上場日	2026年6月1日(予定)

(注) 但し、今後手続を進める過程で、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、上記日程を変更することがあります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出、又はその他の理由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表します。

( )本株式移転計画の内容

本株式移転に係る本株式移転計画の内容は、別紙「株式移転計画書(写し)」のとおりです。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率(以下で定義します。)の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人三宅法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記、「(3) 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容」に記載の株式移転比率(以下、「本株式移転比率」といいます。)により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、前澤工業は、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し2025年12月15日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである賢誠総合法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、両社は、それぞれフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による株式移転比率の算定結果を参考に、両社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、両社の財務の状況、株価状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年12月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

## 算定に関する事項

### ( )算定機関の名称及び当事会社との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券及び前澤工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ( )算定の概要

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、前澤工業はみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.03~1.11
DCF法	0.97~1.39

市場株価法においては、2025年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした前澤工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年5月期において、前期比でバルブ事業における設備投資額が減少することで、フリー・キャッシュ・フローは大幅な増額が見込まれております。また、前澤化成工業の財務予測については、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれておらず、

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、みずほ証券は、株式移転比率について、前澤工業の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、前澤化成工業の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、用いて算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、前澤工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.99 ~ 1.15
類似会社比較法	0.92 ~ 1.15
D C F 法	0.92 ~ 1.21

市場株価基準法においては、2025年12月15日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式移転比率のレンジを算定いたしました。

D C F 法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、みずほ証券がD C F 法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、前澤工業については、2026年5月期について、バルブ事業における設備投資額の一時的な増加等に起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。また、2027年5月期については、前年度の設備投資額の一時的な増加影響が解消されることに起因し、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。また、前澤化成工業については、2027年3月期については、管工機材事業において前年度対比で增收増益を計画していることに加えて、前年度の投資額の一時的な増加の影響が解消されることから、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社の事業見通し及び財務予測については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って作成されていることを前提としております。

#### 上場廃止となる見込みとその事由及び共同持株会社の上場申請等

両社は、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場(テクニカル上場)申請を行うことを予定しており、上場日は2026年6月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、両社の普通株式は2026年5月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において両社の株主の皆様に割当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して両社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された1単元(100株)以上の共同持株会社の株式について、両社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止につきましては、東京証券取引所の規則により決定されることとなります。

#### 公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ( )独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、上記「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「算定に関する事項」をご参照ください。

前澤工業は、上記「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本経営統合に際して、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書の提出を受けました。算定書の概要は、上記「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも上記フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関より、本株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

##### ( )独立した法律事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人三宅法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして賢誠総合法律事務所を選定し、デュー・ディリジェンスの実施並びに本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、弁護士法人三宅法律事務所及び賢誠総合法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### ( )独立した会計・税務事務所からの助言

当社は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとしてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社(現、合同会社デロイトトーマツ)を選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

前澤工業は、本経営統合に際して、両社から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社ストリームを選定し、デュー・ディリジェンスの実施にあたり助言を受けております。

なお、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社(現、合同会社デロイトトーマツ)及び株式会社ストリームは、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### 利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたっては、当社と前澤工業との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(予定)

商号	前澤ホールディングス株式会社 (英名 : MAEZAWA Holdings CO., LTD.)
本店の所在地	東京都中央区八重洲一丁目 6 番 1 号
代表者の氏名	代表取締役兼社長執行役員 宮川 多正 代表取締役兼副社長執行役員 田中 理
資本金の額	100百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業

別紙

株式移転計画書(写し)

株 式 移 転 計 画 書

前澤工業株式会社(以下「甲」という。)及び前澤化成工業株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「本持株会社」という。)成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「前澤ホールディングス株式会社」とし、英文では「MAEZAWA Holdings CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区八重洲一丁目6番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条(本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 本持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 宮川 多正

設立時取締役 田中 理

2. 本持株会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 井上 照孝

設立時監査等委員 伊東 正博

設立時監査等委員 細田 隆(社外取締役)

設立時監査等委員 加藤 真美(社外取締役)

設立時監査等委員 加藤 達也(社外取締役)

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

#### 第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、( )甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び( )乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.11を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1株
  - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき本持株会社の普通株式1.11株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

#### 第5条(本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項)

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額   | 100,000,000円  |
| (2) 資本準備金の額 | 25,000,000円   |
| (3) 利益準備金の額 | 0円  |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額 |

#### 第6条(本持株会社の成立の日)

本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2026年6月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

#### 第7条(株式移転計画承認総会)

1. 甲は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年3月31日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条(株式上場、株主名簿管理人)

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第9条(剰余金の配当)

1. 甲は、( )2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり24円を限度として、( )2026年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり28円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり40円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第10条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

#### 第11条(株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、( )第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、( )本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、( )次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条(株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は、協議の上、合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条(協議事項)

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

甲 東京都中央区新川一丁目5番17号  
前澤工業株式会社  
代表取締役社長 宮川多正

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月16日

乙 東京都中央区日本橋小網町17番10号  
前澤化成工業株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 田中理

【別紙1】

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、前澤ホールディングス株式会社と称し、英文では MAEZAWA Holdings CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造および販売
- (2) 上水道・下水道関連製品、住宅機器関連製品および災害関連製品の製造および販売
- (3) 塩化ビニルその他各種プラスチック製品の製造および販売
- (4) 水道施設、清掃施設、産業排水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設および土壤・地下水の改善・保全、衛生施設その他の各種施設の設計、請負、施工および監理ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製造、販売、施工および運転管理、維持管理、事業経営
- (5) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他の諸建設工事の計画、設計、請負、施工および監理
- (6) 水質の検査・分析
- (7) 活性炭・化学工業薬品その他物品の製造および販売
- (8) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (9) 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理
- (10) ソフトウェアおよび情報システムサービスの提供
- (11) 貨物利用運送業ならびに倉庫業および倉庫管理業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物営業法に定める古物商
- (14) 損害保険の代理業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当会社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当会社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当会社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当会社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

2. 第27条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は、年額2億円以内とする。

2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤工業株式会社(以下「前澤工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度1」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度1に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度1の概要

本制度1は、前澤工業の第74回定時株主総会及び第75回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2020年10月26日付け株式給付信託契約(その後の変更を含む。)について、2026年6月1日をもって、前澤工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度1は、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託(以下、本制度1に基づき設定される信託を「本信託1」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当会社が定める役員株式給付規程(以下「役員株式給付規程」という。)に従って、当会社株式および当会社株式を時価で換算した金額相当の金銭(本項において「当会社株式等」といいます。)が本信託1を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の給付を受ける。

(2) 本制度1の対象者

取締役

(3) 信託期間及び金額

前澤工業は、2021年5月末日で終了した事業年度から2023年5月末日で終了した事業年度までの3事業年度(本項において、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度1を導入し、対象役員への当会社株式等の給付を行うため、本信託1による当会社株式の取得の原資として、120百万円の金銭を拠出し、本信託1を設定した。また、前澤工業は、当初対象期間経過後も、本制度1が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託1に追加拠出を行ってきた。

本信託1は、下記(4)のとおり、前澤工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤工業は、当初対象期間及び2024年5月末日で終了した事業年度から2026年5月末日で終了する3事業年度中に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度1に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託1が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金120百万円の範囲内で拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度1に基づく給付を行う。

(4) 当会社株式の取得方法

本信託1による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に給付される当会社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、89,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)。

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とする(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)。

#### (6) 当会社株式等の給付

当会社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託1から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託1により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部または一部を取得できない場合がある。

- 3 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の成立時点における前澤化成工業株式会社(以下「前澤化成工業」という。)の取締役である当会社の取締役(社外取締役および監査等委員を除く。以下、本項において単に「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度2」という。)に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度2に基づく報酬等は、第1項に定めるものとは別枠とする。

##### (1) 本制度2の概要

本制度2は、前澤化成工業の第63回定時株主総会及び第71回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度である。当会社は、前澤化成工業が三井住友信託銀行株式会社等と締結した2017年11月8日付け株式取得管理交付信託(特定金外信託)契約(その後の変更を含む。)について、2026年6月1日をもって、前澤化成工業の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度2は、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭および当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式が信託(以下、本制度2に基づき設定される信託を「本信託2」という。)を通じて取得され、業績達成度等一定の基準に応じて当会社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当会社株式が本信託2を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任時に当会社株式等の交付を受ける。

##### (2) 本制度2の対象者

取締役

##### (3) 信託期間及び信託金額

前澤化成工業は、本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託2を設定した。

本信託2は、下記(4)のとおり、前澤化成工業が2026年5月31日までに拠出した金銭または当会社が必要に応じて2026年6月1日以降に拠出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

前澤化成工業は、本信託2の信託期間(当初の信託期間:2017年11月から2021年11月、延長分の信託期間:2021年12月から2024年11月まで、2024年12月から2027年11月まで)に対応する必要資金として、当初の信託期間では上限金145百万円の範囲で金銭を拠出し、延長した信託期間ごとに上限金115百万円の範囲内で金銭を追加拠出しており、2026年6月1日以降、当会社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度2に基づく交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託2が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を上限金115百万円の範囲内で拠出し、当会社が定める株式交付規程(以下「株式交付規程」という。)の定めに従い当会社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度2に基づく交付を行う。

##### (4) 当会社株式の取得方法

本信託2による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

(5) 取締役に交付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位・役割および業績目標の達成度等に応じたポイントが付与される。なお、当会社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される(ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)。

(6) 当会社株式等の交付

各取締役は、原則として取締役の退任時に所定の受益者確定手続を行って本信託2の受益権を取得し、本信託2の受益者として、上記(5)に従って定められるポイント数に従って、本信託2から当会社株式の交付を受ける。

ただし、一定割合について、当会社株式の交付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭交付を受ける場合がある。なお、金銭交付を行うために、本信託2により当会社株式を売却する場合がある。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、自己都合により退任する場合、在任中に一定の非違行為があった場合または当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合等は、株式交付規程の定めるところに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント相当の当会社株式については交付を受けない場合がある。

(当初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査等委員の報酬等の額は、年額8千万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以 上